

## 第2章

平成23年度電波の利用状況調査の概要

## 第2章 平成23年度電波の利用状況調査の概要

### 第1節 調査概要

#### (1) 調査対象

770MHz 以下の周波数帯を対象として調査を実施した。

#### (2) 調査基準日

平成23年3月1日を基準として実施した。

#### (3) 調査事項及び調査方法

調査省令第5条に基づき、免許を受けた無線局及び免許及び登録を要しない無線局に係る調査を実施した。免許を受けた無線局に係る調査については、電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理及び電波法第26条の2第6項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集により実施した。

### 770MHz 以下の周波数帯を使用する無線局の調査事項等

(調査省令第5条関係)

調査事項	調査方法
① 免許人の数 ② 無線局の数 ③ 無線局の目的及び用途 ④ 無線設備の使用技術	電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
⑤ 無線局の具体的な使用実態 ⑥ 他の電気通信手段への代替可能性 ⑦ 電波を有効利用するための計画 ⑧ 使用周波数の移行計画	電波法第26条の2第6項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集

注 包括免許の無線局については、電波法第103条の2第5項に規定する開設無線局数のみを調査事項とし、調査省令第5条第2項第1号に規定する方法により実施した。

免許及び登録を要しない無線局に係る調査については、次に掲げる区別ごとに、それぞれの欄に示す調査事項及び調査方法により実施した。

**免許及び登録を要しない無線局の調査事項等（調査省令第5条関係）**

<b>1 区 別</b>	<b>2 調 査 事 項</b>	<b>3 調 査 方 法</b>
電波法第38条の6第1項の技術基準適合証明を受けた無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第38条の6第2項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の24第1項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第38条の29において準用する同法第38条の20第1項に基づき同法第38条の24第1項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第3項において準用する同法第38条の6第2項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の31第1項の技術基準適合証明に係る無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の31第5項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第35条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第38条の31第6項において準用する同法第38条の20第1項の規定に基づき同法第38条の31第5項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第6項において準用する同法第38条の6第2項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の33第1項の確認に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第40条第1項第4号に規定する検査を行った特別特定無線設備の数量	電波法第38条の38において準用する同法第38条の20第1項に基づき同法第38条の33第4項の届出業者に対して報告を求める事項の整理
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第33条第2項の工事設計認証に係る無線設備	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第33条第2項の規定により法第38条の25第2項の規定が適用される場合における特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第33条第2項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理

注 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項に定める特定無線設備又は同条第2項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、一の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。

#### (4) 調査の評価

電波法第26条の2第3項に規定するとおり、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価した。

平成23年度調査の評価に当たっては、770MHz以下の周波数帯を5に区分し、各周波数区分に属する電波利用システムの電波の利用状況を基に、各周波数区分の評価を行った（第2節を参照）。

#### (5) 評価結果の公表

電波法第26条の2第4項に規定するとおり、利用状況調査及び評価の結果をインターネットの利用により公表するほか、総務省総合通信基盤局及び総合通信局において公衆の閲覧に供する。

#### (6) 調査等のスケジュール

平成23年5月 総務省より免許人に調査票を送付

平成23年7月 調査票を回収

平成23年8月～平成24年4月 調査票の集計、分析及び評価を実施

平成24年5月 評価（案）についてパブリックコメントを実施

平成24年7月 パブリックコメントの結果を公表（予定）

電波監理審議会に諮問（予定）

調査結果及び評価結果を公表（予定）

### 第2節 評価方法

(1) 平成23年度調査の評価に当たっては、対象周波数帯（770MHz以下の周波数帯）を5に区分し、それぞれの周波数区分ごとに評価を行う。

(2) 各周波数区分の評価に当たっては、各区分の周波数の電波を使用している電波利用システムの電波の利用状況を基に評価を行う。平成23年度調査では、総計約325.3万局の電波利用システムの評価を行っている。

(3) 平成23年度の評価に際し、平成20年度に実施した電波の利用状況調査（770MHz以下の周波数帯）との経年比較を行うため、平成20年度の調査結果の集計条件を平成23年度の集計条件に合わせて再集計しているものがある。

(4) 調査周波数帯を5に区分した理由、各周波数区分に属する電波利用システムは次のとおりである。

周波数区分・区分理由	電波利用システムグループ		電波利用システム
	評価グループ	評価対象システム	
<b>26.175MHz 以下</b>  この周波数帯域は、船舶及び航空機の安全な航行に不可欠な無線通信システムによる使用が主体となっている帯域であり、国際的な周波数プランに従った遠距離通信用の周波数帯となっているため、評価対象システムごと或いは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。	陸上 海上 航空 その他	自営(主に公共分野)	水防道路用無線 その他公共業務用無線
		自営(公共分野以外)	一般業務用無線
		放送	中波放送 短波放送
		その他	アマチュア無線 標準電波 路側通信
		船舶通信	船舶無線
		測位	ラジオ・ブイ 気象通報用無線
		航空通信	航空無線 航空管制用無線 航空機製造修理事業用無線
		測位	航空ビーコン
		電波天文	電波天文
		ISM	ISM
		その他	実験試験局 その他
		自営(主に公共分野)	消防用無線 列車無線 電気事業用無線 電気通信事業運営用無線 その他公共業務用無線
		自営(公共分野以外)	一般業務用無線
		放送事業	放送連絡用無線 ラジオマイク用無線
<b>26.175MHz 超 50MHz 以下</b>  この周波数帯域は、主に小型船舶による船舶通信等の近距離通信システムによる使用が主体となっている帯域であるため、評価対象システムごと或いは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。	陸上 海上 航空 その他	その他	アマチュア無線 電波規正用無線局
		船舶通信	船舶無線
		測位	ラジオ・ブイ
		その他	魚群探知テレメーター
		航空	その他 グライダー練習用無線
		電波天文	電波天文
		免許不要	市民ラジオ ラジコン ラジオマイク
		その他	実験試験局 その他

50MHz 超 222MHz 以下  この周波数帯域は、見通し外通信にも使用できる超短波(VHF)帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、評価対象システムごとあるいは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。	陸上	防災	防災無線
			県防災端末系無線
			市町村防災用無線
			市町村防災用同報無線
			市町村防災用同報デジタル無線
			防災テレメーター
		自営(主に公共分野)	消防用無線
			救急医療用無線
			気象用無線
			水防道路用無線
			道路管理用無線
			ガス事業用無線
			電気事業用無線
			陸上運輸用無線
			列車無線
			電気通信事業運営用無線
		自営(公共分野以外)	その他公共業務用無線
			一般業務用無線
			非常警報用無線
			テレメーター用無線
			同報無線
		電気通信業務	同報デジタル無線
			電気通信業務用無線
			FM ページャー
		放送	FM 放送
			FM 多重放送
			アナログ TV 放送 VHF
			TV 多重放送 VHF
		放送事業	放送連絡用無線
			放送連絡用デジタル無線
			放送中継用無線
			放送素材伝送用無線
			有線テレビジョン放送事業用無線
		その他	アマチュア無線
			簡易無線
			電波規正用無線局
	海上	船舶通信	船舶無線
		その他	衛星 EPIRB
			船上通信設備
	航空	航空通信	航空無線
			航空管制用無線
			飛行援助用無線
			航空関係事業用
			航空機製造修理事業用無線

			航空無線データ通信用無線			
			航空保安用無線			
			飛行場情報等通報用無線			
			航空機用救命無線			
	測位	ILS				
		VOR				
	衛星	電気通信業務	オープコム			
<b>222MHz 超 335.4MHz 以下</b>	陸上	防災	ラジコン			
無線システム及び電気通信業務用ページャーシステムによる使用に限定された帯域であるため、評価対象システムごと或いは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。			自営(主に公共分野)	ラジオマイク		
				自営(公共分野以外)	補聴援助用ラジオマイク	
					電気通信業務	音声アシスト用無線電話
						航空
		測位				
			その他			
				航空通信		
					その他	
						防災
	自営(主に公共分野)	その他公共業務用無線				
		自営(公共分野以外)	一般業務用無線			
			電気通信業務	電気通信業務用ページャー		
				その他	航空無線	
					測位	航空管制用無線
	その他					航空機製造修理事業用無線
		その他				飛行場情報等通報用無線
			その他			航空機用救命無線
				その他		ILS
					電波天文	電波天文
	その他					ラジオマイク
		その他				コードレス電話
			その他			テレメーター、テレコントロール及びデータ伝送
				その他		実験試験局
					その他	その他
<b>335.4MHz 超 770MHz 以下</b>	陸上					防災
この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、評価対象システムごと或いは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。		自営(主に公共分野)				
			防災			
				自営(公共分野)		
					自営(公共分野)	
						その他
		その他				
			その他			
				その他		
					その他	
	その他					ガス事業用無線

		電気事業用無線
		電気事業用デジタル無線
		陸上運輸用無線
		列車無線
		電気通信事業運営用無線
		固定多重通信用無線
		その他公共業務用無線
	自営(公共分野以外)	一般業務用無線
		タクシー用無線
		タクシー用デジタル無線
		テレメーター用無線
		地域振興 MCA
	電気通信業務	電気通信業務用移動多重無線
		電気通信業務用携帯電話エントラ ンス無線
		電気通信業務用空港無線電話通信
		電気通信業務用デジタル空港無線 電話通信
	放送	アナログ TV 放送 UHF
		TV 多重放送 UHF
		デジタル TV 放送
		受信障害対策中継局
	放送事業	放送連絡用無線
		放送波中継用無線
		放送素材伝送用無線
		有線テレビジョン放送事業用無線
	測位	AVM サインポスト
	その他	アマチュア無線
		電波規正用無線局
		簡易無線
		気象援助用無線
		デジタル簡易無線
海上	船舶通信	船舶無線
		マリンホーン
	その他	衛星 EPIRB
		船上通信設備
航空	航空通信	航空機用救命無線
		航空管制用無線
		航空関係事業用
		航空機製造修理事業用無線
	その他	航空レジャー用無線
衛星	その他	DCP
その他	電波天文	電波天文

	免許不要	テレメーター、テレコントロール及びデータ伝送 医療用テレメーター 無線呼出 無線電話 小電力セキュリティシステム アクティブタグシステム
	その他	実験試験局 その他

(注 1) アナログ TV 放送については平成 23 年 7 月 24 日（東北三県については平成 24 年 3 月 31 日）に終了しているが、調査基準日を平成 23 年 3 月 1 日としているため、システム数に含めている。

(注 2) 電波の利用状況調査の調査結果において、「その他公共業務用無線」は「公共業務用無線」に、「防災無線」は「その他の防災無線」と表記している。